

マイナンバー制度

個人番号カードの交付が始まっています

個人番号カードの申請手続きを済ませ市へカードが届いた人は、交付準備が整い次第、順次交付します。
※個人番号カードの作成が全国的に遅れています。準備ができるまでしばらくお待ちください。

1 申請時来庁方式（市役所・出張所の窓口）で申込手続きをした人

住所地へ本人限定受取郵便で送付します。受け取りの来庁は不要です。

2 交付時来庁方式（郵送または Web 申請）で申込手続きを済ませた人

申込者の住所地へ交付通知書（転送不可）を送付します。交付通知書が届いてから、通知書に記載されている交付場所へ必ず電話で受け取りの申し込み（来庁予約）を行ってください。

申請手続きから長期間にわたって交付通知書が届かない人は、お問い合わせください。

◆持参書類

- ・交付通知書
- ・通知カード
- ・本人確認書類
- ・印かん
(認印は可能、スタンプ印は不可)
- ・住民基本台帳カード（取得者）



交付通知書

※本人確認書類（すべて原本に限る）

- | | |
|---|---|
| 1 点で本人確認ができるもの <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（氏名、住所（方書まで記載）が住民登録と一致していること） ・住民基本台帳カード ・在留カード・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳など | 2 点必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・社員証 ・学生証 ・学校が発行した在学証明書 ・医療受給者証など |
|---|---|

■代理人が受け取りに来庁する場合

（代理人の代理権を証明する書類を持参する必要があります）

代理人が法定代理人である場合

戸籍謄本その他その資格を証明する書類

代理人が法定代理人以外の場合

委任状など本人の委任の事実を確認するのに必要な書類

【注意】

個人番号カードは原則として申請者本人以外には交付できません。ただし、病気や身体の障がいなど、やむをえない理由により受け取りに来ることが難しい場合は、代理人に委任することができる場合があります。詳しくは、電話予約の際にお問い合わせください。

※法定代理人とは

- ・親権者（父・母など）
- ・成年後見人などの人を指します



■窓口での手続き（所要時間約 45 分）

- ・4つの暗証番号の設定入力
- ・通知カード返納届、電子証明書失効申請書の記入など

●通知カードの記載事項に変更があった人へ

次の場合、通知カードの裏面に変更事項の記載が必要です。市民課へ早めに来庁してください。

■昨年 10 月 5 日以降、転入などで住所に変更があったり、結婚などで氏名に変更があった人

※個人番号カードの交付申請の際に手続きに支障が生じるため、住所、氏名などに変更があった人は、個人番号カードの申請前に下記へ相談してください。

●通知カードが手元に届いていない人へ

手元に通知カードが届いていない人は、早急に市民課へ相談してください。

※市へ返戻された通知カードを市役所で保管する期間は約 3 か月間です。

※通知カードの再交付には手数料（1 人につき 500 円）が必要です。

問い合わせ 市民課戸籍住民登録係 ☎8370



協定書に署名する松畑学長と市長（写真左から）

市が独自で行っている英語特区や就学前教育などの質を向上させるとともに、深刻化している保育士不足を解消するため、中国学園大学・中国短期大学と市は、「中国学園大学・中国短期大学と総社市との連携協力に関する協定」を締結しました。

調印式は、1月18日に総合福祉センターで行われ、同大学の松畑照一学長と市長が協定書に署名。市長は、「英語特区の英語力向上に協力してほしい」と、松畑学長は「国際的に活躍できる子どもを育てたい」とあいさつしました。

市では、平成26年4月から昭和中学校区の4校園と山田幼稚園で「英語特区」をスタート。平成28年4月からは新本・池田地区でも「英語特区」が始まります。

中国学園大学・中国短期大学と連携協定を締結

包括協定

英語特区や就学前教育のさらなる充実を

問い合わせ 政策調整課 ☎8213

避難施設利用に関する災害時協定を締結

緊急避難場所の利用を約束

問い合わせ 危機管理室 ☎8599

市は市内に高所避難が可能な施設を所有している企業と、「災害時における避難施設利用に関する協定」を締結しました。

協定は、洪水などの災害時に、天満屋ハッピータウンリブ総社店、コープ総社東、オールスター 25 総社店の施設を緊急避難場所として迅速に利用するためのもの。

2月16日、市役所で行われた締結式には、株式会社天満屋ストアの野口重明取締役社長、協同組合リブの永田真一理事長、生活協同組合おかやまコープの平田昌三理事長、有限会社グランドの許英徳常務取締役が協定書を取り交わしました。市長は、「災害時に市民の避難場所として施設を利用させていただき、市民の命を守るため協力してほしい」と述べました。



協定書を手にする有限会社グランドの許常務取締役、生活協同組合おかやまコープの平田理事長、片岡市長、協同組合リブの永田理事長、株式会社天満屋ストアの野口取締役社長（写真左から）

市と災害時応援協定を締結している団体数

93 団体 【2月16日現在】

災害時応援協定の主な内容 ライフラインの確保、避難所生活の支援、他の自治体との相互応援、医療救護、緊急輸送など